

議事（2）部会の設置及び部会の議決について

豊島区児童福祉審議会条例に次のように定めています。

第7条 審議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に委員の互選による部会長1人を置く。

3 次条及び第9条の規定は、部会の会議について準用する。

4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

このことから、豊島区児童福祉審議会に、以下の常設部会を設置し、部会の議決を審議会の議決とすることについて、委員の承認を求めます。

設置する常設部会

- 1, 里親部会
- 2, 権利擁護部会
- 3, 虐待死亡事例等検証部会
- 4, 保育部会

各部会の所掌内容は、参考資料3豊島区児童福祉審議会部会設置要
綱をご覧ください。